

岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度実施要領

(目的)

第1 県産木材を積極的に利用することを宣言し、その取組を進める事業者を広く募集して登録することにより、県産木材の利用を一層促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、事業者とは、岩手県内に店舗、事業所等を置く企業、個人事業主、法人又は団体をいう。(岩手県外に本社がある事業者を含み、国及び地方公共団体を除く。)

(申請)

第3 登録を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、岩手県「木づかい宣言」事業者登録申請書(様式第1号)、木づかい宣言及び木づかい活動計画書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(登録の要件)

第4 知事は、店舗、事務所等の木造化・木質化や木製品の導入等(土木建築工事の工事用資材等や住宅建築等における県産木材の利用を除く。)に県産木材を積極的かつ計画的に利用していくことを書面により宣言した事業者を、岩手県「木づかい宣言」事業者(以下「宣言事業者」という。)として登録するものとする。

(登録)

第5 知事は、申請書等の内容が登録の要件を満たすと認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

また、申請者にその旨を通知して、岩手県「木づかい宣言」事業者登録書(様式第3号)(以下「登録書」という。)を交付するものとする。

2 知事は、宣言事業者を「木づかい宣言」事業者登録台帳(様式第4号)に登載するものとする。

(宣言事業者の役割)

第6 宣言事業者は、登録書を店舗、施設等のうち、県民の目に触れやすいところに掲示するものとする。

2 宣言事業者は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 県産木材を積極的に利用すること。
- (2) 県産木材の利用を県民の目に触れるように積極的に情報発信を行うこと。
- (3) 県の広報媒体への掲載等に協力すること。

3 宣言事業者は、木づかい活動計画書に基づいて県産木材の利用に取り組んだときは、木づかい宣言活動報告書(様式第5号)により取組結果を報告するものとする。

(県による支援等)

第7 知事は、宣言事業者に対し、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 宣言事業者の県産木材の利用に関する取組を、県ホームページ、イベント等において、広く県民に周知すること。
- (2) 県等が実施する県産木材の利用促進に関する情報を提供すること。
- (3) その他宣言事業者が県産木材の利用に取り組むために必要な助言及び支援を行うこと。

(登録の辞退)

第8 宣言事業者が、登録を辞退する場合は、「木づかい宣言」事業者登録辞退届出書(様式第6号)に登録書を添付の上、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9 知事は、宣言事業者が法令等に違反したとき、その他宣言事業者として適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して宣言事業者にその旨を通知するものとする。
- 3 登録の取消しを受けた場合にあっては、宣言事業者は速やかに登録書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第10 この要領に関する事務は、岩手県農林水産部林業振興課において所掌する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。